

2015年度（第2回）

香川県アンダーハンディキャップゴルフ大会

開催日 : 平成27年11月11日(水)
開催コース : アルファ津田カントリークラブ

主催 香川県ゴルフ協会

JGAゴルフ規則を適用する。ゴルフ規則と付属規則Iの規定は最新のゴルフ規則が適用される。ただしゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に記載されている場合を除きローカルルール及び競技の条件の罰は2打の罰とする

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付I(C)1b』を適用する。

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付I(C)1a』を適用する。

5. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付I(C)5b』を適用する。

7. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則6-8b、c、dに従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7に定められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。
この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則6-8b注）

(3) プレーの中断と再開の合図について

a. 通常のプレー中断：競技委員並びに運営委員を通じて競技者に連絡する。

b. 険悪な気象状況：競技委員並びに運営委員を通じて競技者に連絡する。
による即時中断

c. プレーの再開：競技委員並びに運営委員を通じて競技者に連絡する。

8. 移動

本競技では、プレーヤーのゴルフカートの使用および乗車を認める。但し、ゴルフカートはプレーヤーの携帯品の一部とする。

そのカートとカート上の全ての物は、球との関連で問題が生じた場合、その球の持主であるプレーヤーの携帯品とみなす。

但し、そのカートを共用しているプレーヤーの一人がこれを動かしていた時、または一人のプレーヤーの指示で共用のキャディーが動かしていた時は、そのカートとカート上の全ての物はカートを運転しているプレーヤー、または特定の指示を出したプレーヤーの携帯品とする。

9. スコアカードの提出

本競技においては、エリア方式を採用する。

10. キャディー

正規のラウンド中、競技者のキャディー使用を禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付I(C)2』を適用する。

《裏面に続く》

11. 順位の決定

各部門の順位の決定は優勝者を含み全て①INコースのマッチングスコアカード方式②17番ホールからのカウントバック（何れもNETスコア）にて決定する。

12. 使用ティーマーカー

69才以下の男性：白マークを使用する。

70才以上の男性：金マークを使用することができる。

女性：赤マークを使用する。

※70歳以上の男性が金マークを使用する場合はコースレート差の調整ハンディ2を差引く事とする。

例:JGA/USGAハンディキャップインデックス15.4の男性の場合

白マーク使用時・・・コースハンディ17

金マーク使用時・・・コースハンディ15(17-2) となります。

※金マーク使用時はSR値の差とコースレート差により白マーク使用時よりコースハンディが2～3ハンディが少なくなります。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ (規則27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. 修理地 (規則25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。

3. ラテラルウォーターハザード(規則26-1)

ラテラルウォーターハザードは赤杭をもってその限界を標示する。

4. 動かさない障害物 (規則24-2)

a. 排水溝

b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝及び白線で囲んでいる区域はその道路の一部とみなす。
(わだち跡、裸地を含む)

c. グリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 I (B)6』を適用する。

5. 予備グリーン

予備グリーンは、プレー禁止の修理地とする。（『ゴルフ規則付 I (B)2 a』参照）

6. バンカー内の石

バンカー内の石は動かせる障害物とする。

7. 特設ティ

a. 全ホールにてティインググラウンドからの球がOBの場合は、2打罰を付加して前方の特設ティよりプレーすることができる。

b. 15番ホールにて2打目以降の球がOBの場合は、2打罰を付加してグリーン横の第二特設ティよりプレーすることができる。

c. 何れの特設ティにおいてもティアップしてプレーする事ができる。

注：15番ホールにおいて1打目がレディスティ前の谷を越えない時はOBとする。

8. 指定ドロップ区域

コース内の以下の箇所規則24-2による障害が生じた場合には該当ホールの指定ドロップ区域を使用することができる。（いずれもスタンスや意図するスイング区域の障害も含む）

(1) 1番グリーン奥の防護柵に障害が生じた場合。

(2) 8番2打目地点右バンカー付近のカート道及び隣接する白線で囲んだ区域にて障害が生じた場合。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加・変更のある時は、掲示して告示する。

2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは、使用禁止とすることがある。

3. 距離計測器等は使用できません。

4. 携帯電話は、許可なく使用を禁止する。

5. 競技委員会は競技中を含めいつでも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。